

競争参加者の資格に関する公示

平成 19・20・21 年度において別記 1 に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

また、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に申請書を提出すれば、その資格は別記 2 に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域(複数選択可)ごとに所在する別記 1 に掲げる各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となるものです。

平成 19 年 1 月 10 日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房経理課長
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省経理装備局会計課長

◎調達機関番号

001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015,016,017,018,019,020,021

◎所在地番号 13

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品の製造

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類 21 その他機器類 22 医薬品・医療用品類 23 事務用品類 24 土木・建設・建築材料 25 警察用装備品類 26 防衛用装備品類 27 その他(注:素材生産)

(2) 物品の販売

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類 21 その他機器類 22 医薬品・医療用品類 23 事務用品類 24 土木・建設・建

築材料 25 警察用装備品類 26 防衛用装備品類 27 その他

(3) 役務の提供等

①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭防衛用装備品類の整備⑮その他(注:造林)

(4) 物品の買受け

①立木竹(ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。)②その他

2 参加資格の申請

(1) 持参又は郵送等の場合

ア 受付期間

平成 19・20・21 年度の資格審査の受付は、平成 19 年 1 月 10 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間とする。(この期間を定期審査期間とする)

なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

イ 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、別表に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットにより、別記 3 に掲げるホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

ウ 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から 3 ヶ月以内のものとする(内容が鮮明であれば写しでも可)。持参の場合の受付時間は、土日休日を除く 10 時から 16 時(執務時間内に限る。)とする。郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等も可。

(7) 登記事項証明書(法人の場合)

(イ) 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

(ウ) 営業経歴書

(イ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書(個人の場合はその 3 の 2、法人の場合はその 3 の 3)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

(2) インターネットの場合

ア 受付期間

上記(1)アに同じ。

イ アドレス

別記 3 に掲げるインターネットホームページ

ウ 申請書の提出方法

前記イにアクセスし、必要事項を入力の上、本公示 2 (1)ウに掲げる添付書類を送信するとともに申請書登録完了仮受付票を印字し、代表者印を押印の上、申請書登録完了仮受付票に記載された送信先の受付機関あて郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等すること。(添付書類中の納税証明書については、電子納税証明書も添付可。)受付完

了後、送信先の受付機関から申請受理通知が送信される。なお、添付書類は代表者印を押印した申請書登録完了仮受付票と併せて郵送（書留郵便又は配達記録郵便）等することができる。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記4の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記5の区分に基づいて格付けする。

4 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。

5 資格の有効期間

(1) 定期審査による資格

平成19年1月31日までに受け付けた競争参加資格の有効期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする。

(2) 随時審査による資格

平成19年2月1日以降に受け付けた競争参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成22年3月31日までとする。

6 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び
資格審査に関する照会先別表に掲げる申請場所

7 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」にそれぞれに示す書類各1部(内容が鮮明であれば写しでも可)を添え、速やかに提出すること。(変更届の入手方法及び提出方法については、本公示2[参加資格の申請]に示すものと同様とする。)なお、申請書同様、インターネットでも変更届の提出は可能。

また、その他について変更する場合には、本公示2の申請を改めて行うこと。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

(7) 資格審査結果通知書(写)

(4) 登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

(7) 資格審査結果通知書(写)

(4) 申請書様式の「競争参加を希望する地域等」の欄に記載したもの

ウ 「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書(写)

- なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合
- (7) 資格審査結果通知書（写）
 - (4) 直近の財務諸表
 - (7) 申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの
- (2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者（有資格者）の手続
- 有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各 1 部（鮮明であれば写しでも可）を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に速やかに提出すること。
- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書
- イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類
- ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
- なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。
- (3) 合併・分社・廃業の場合の手続
- 有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に速やかに届け出ること。
- (4) 資格審査結果通知書の再発行について
- 紛失による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に提出すること。

別記 1 資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記 2 競争参加地域及び都道府県名

- (1) 北海道：北海道
- (2) 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- (4) 東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (5) 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (6) 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (7) 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (8) 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記 3 インターネットホームページ

統一資格審査申請受付サイト

<https://www.chotatujojo.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

別記4 付与数値

〔掲載順序 項目 段階：付与数値(年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)〕

(1) 年間平均(生産・販売)高

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 200億円以上 | | : 60、 65 |
| 100億円以上 | 200億円未満 | : 55、 60 |
| 50億円以上 | 100億円未満 | : 50、 55 |
| 25億円以上 | 50億円未満 | : 45、 50 |
| 10億円以上 | 25億円未満 | : 40、 45 |
| 5億円以上 | 10億円未満 | : 35、 40 |
| 2.5億円以上 | 5億円未満 | : 30、 35 |
| 1億円以上 | 2.5億円未満 | : 25、 30 |
| 5,000万円以上 | 1億円未満 | : 20、 25 |
| 2,500万円以上 | 5,000万円未満 | : 15、 20 |
| 2,500万円未満 | | : 10、 15 |

(2) 自己資本額の合計

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 10億円以上 | | : 10、 15 |
| 1億円以上 | 10億円未満 | : 8、 12 |
| 1,000万円以上 | 1億円未満 | : 6、 9 |
| 100万円以上 | 1,000万円未満 | : 4、 6 |
| 100万円未満 | | : 2、 3 |

(3) 流動比率(物品の製造、物品の製造以外とも共通)

| | | |
|--------|--------|------|
| 140%以上 | | : 10 |
| 120%以上 | 140%未満 | : 8 |
| 100%以上 | 120%未満 | : 6 |
| 100%未満 | | : 4 |

(4) 営業年数

| | | |
|-------|-------|---------|
| 20年以上 | | : 5、 10 |
| 10年以上 | 20年未満 | : 4、 8 |
| 10年未満 | | : 3、 6 |

(5) 機械設備等の額(物品の製造のみ)

| | | |
|-----------|-----------|------|
| 10億円以上 | | : 15 |
| 1億円以上 | 10億円未満 | : 12 |
| 5,000万円以上 | 1億円未満 | : 9 |
| 1,000万円以上 | 5,000万円未満 | : 6 |
| 1,000万円未満 | | : 3 |

(6) 合計 (最高点) 100

別記5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲〕

(1) 物品の製造

| | | |
|---------|--|-----|
| ① 90点以上 | | : A |
|---------|--|-----|

80 点以上 90 点未満 : B

55 点以上 80 点未満 : C

55 点未満 : D

- ② Aは 3,000 万円以上、Bは 2,000 万円以上 3,000 万円未満、Cは 400 万円以上 2,000 万円未満、Dは 400 万円未満

注：船舶類にあつては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

① 90 点以上 : A

80 点以上 90 点未満 : B

55 点以上 80 点未満 : C

55 点未満 : D

- ② Aは 3,000 万円以上、Bは 1,500 万円以上 3,000 万円未満、Cは 300 万円以上 1,500 万円未満、Dは 300 万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあつては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

① 70 点以上 : A

50 点以上 70 点未満 : B

50 点未満 : C

- ② Aは 1,000 万円以上、Bは 200 万円以上 1,000 万円未満、Cは 200 万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

※ 以下、「申請場所」に関する別表は略す。